

エコマーク商品類型 No.113「包装用紙 Version3.3」の 部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2025年1月28日に閣議決定されたグリーン購入法では、文具類において、従来の古紙パルプ配合率の基準だけではなく、選択肢として、森林認証パルプまたは間伐材等パルプの基準が追加された。商品類型 No.112「文具・事務用品」の部分改定を行うと共に、同商品類型において最終製品として認定対象となっている封筒、包装紙、包装袋の原紙は、商品類型 No.113「包装用紙」の認定対象となっているため、同様に、森林認証材パルプまたは間伐材等パルプ使用の原紙を認定できるように改定を行う。

2. 改定箇所 （変更箇所：赤字部分を追加、見え消し部分を削除）

3. 用語の定義

間伐材等	間伐材又は竹をいう。
森林認証制度	独立した森林認証機関が定めた基準に基づき、第三者機関が森林を経営する者の森林管理水準を評価・認証する仕組み（林野庁「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」より）。
クレジット方式	個々の製品に実配合されているか否かを問わず、一定期間に製造された製品全体に使用された森林認証材・間伐材等とそれ以外の原料の使用量に基づき、個々の製品に対し森林認証材・間伐材等が等しく使われているとみなす方式をいう（平成26年2月環境物品等の調達の推進に関する基本方針より）。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 包装紙用原紙、封筒用原紙にあつては、古紙パルプ配合率、第三者認証を受けた森林認証材パルプ、間伐材等パルプの配合率が40%以上であること。

包装袋用原紙にあつては、古紙パルプ配合率、第三者認証を受けた森林認証材パルプ、間伐材等パルプの配合率が30%以上であること。

なお、森林認証材パルプの配合率はクレジット方式による認証方式でもよい。また、質量割合は、各々のパルプの配合率の証明ができる場合には、古紙パルプ配合率との合計でも可とする。

【証明方法】

原紙を抄造する製紙事業者の発行する、以下の項目①・②を含んだ古紙パルプ配合率（最低限保証される具体的な数値）を示す紙質証明書を提出すること。

① 製造工場における管理の徹底（技術標準書（品質規格書）にエコマーク製

品の古紙パルプ配合率を明記するなど)

- ② 製造工場におけるエコマーク製品の製造又は品質管理の担当者（以下、「エコマーク製品管理担当者」という。）名の明記

また、「古紙パルプ等配合率検証制度チェックリスト」（2008年4月2日：日本製紙連合会）又はこれに準じた製紙事業者の古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等及び見本品（A4サイズ10枚）を提出すること。

なお、紙質証明書及び古紙パルプ配合率についての内部監査の結果に係る書類等は、使用契約後、毎年提出すること。

森林認証材パルプを使用する製品は、製紙事業者の発行する森林認証紙であることの証明書、製品質量割合の証明書および、製品として第三者の森林認証を受けていることの証明書を提出すること。

間伐材等パルプ材を使用する製品は、製紙事業者の発行する間伐材等パルプの配合率等に関する証明書、および製品質量割合の証明書を提出すること。

3. 改定日： 2025年3月1日

以上